

8月から一部の方は 自己負担割合が3割になります

平成30年8月から、これまで介護保険サービスの自己負担割合が2割だった方のうち、以下の条件1に該当する場合で、条件2のいずれかに該当する一部の方は3割負担となります。

条件1	ご自身の合計所得金額が220万円以上	
条件2	単身 〔世帯内にほかの65歳以上の者がいない場合〕	ご自身の年金収入とその他の合計所得金額の合算額が340万円以上
	2人以上 〔世帯内に65歳以上の者が2人以上いる場合〕	世帯内にいる65歳以上の者すべての年金収入とその他の合計所得金額の合算額が463万円以上

3割負担となる方は、平成30年7月末までに送付される「介護保険負担割合証」の負担割合記載欄に「3割」と記載される予定です。

新しい介護保険負担割合証がお手元に届きましたら、負担割合記載欄の確認をお願いいたします。

なお、高額介護サービス費制度により、自己負担額には月額44,400円の上限が設定されています。そのため必ずしも、3割負担となる方すべての自己負担額がこれまでの1.5倍になるわけではありません。※高額介護サービス費制度の対象サービスを最初に受けてから約3ヶ月後に、市区町村より支給対象者へ通知・申請書が届きます。届いた申請書に必要な事項を記入し市区町村へ提出すると、それ以降、サービス利用実績に合わせて介護サービス費が自動的に給付されます。自治体によって申請方法など異なる場合があるため、詳細はお住まいの自治体へご確認ください。また、申請しなければ給付されないのをご確認ください。

また、次の条件に当てはまる方は、引き続き1割負担となります。

- ・第2号被保険者（40歳～64歳の方）
- ・市区町村民税非課税になっている方
- ・生活保護を受給されている方



2018.8
FREE

井料デイサービスの ほっとFreePaper

Free Paper
「ほっと」
できるそんな場所

